

第3表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
中 小 企 業 業 振 興 資 金 費 貸 付 事 業 費	千円 1,678,800	中小企業総合 事業団貸付金 の借り入れ	年4.1% 以 内	20年以内 (うち据置期 間5年以内) 年賦元金均 等償還	千円 1,016,846	(補 正 前 に 同 じ)		

平成14年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）

平成14年度熊本県の母子寡婦福祉資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算を補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ261,909千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金			155	155
	1 一般会計 繰入金		155	155
2 繰越金		138,865 △	155	138,710
	1 繰越金	138,865 △	155	138,710
歳 入 合 計		261,909		261,909

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 民 生 費		151,909		151,909
	1 母 子 寡 婦 福 祉 資 金	151,909		151,909
歳 出 合 計		261,909		261,909

平成14年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計補正予算（第1号）

平成14年度熊本県の用品調達基金管理事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12,506千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,681千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		44,168	△ 12,037	32,131
	1 基金繰入金	44,168	△ 12,037	32,131
2 繰越金		16,019	△ 469	15,550
	1 繰越金	16,019	△ 469	15,550
歳 入 合 計		60,187	△ 12,506	47,681

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		60,187	△ 12,506	47,681
	1 用 度 費	60,187	△ 12,506	47,681
歳 出 合 計		60,187	△ 12,506	47,681

平成14年度熊本県収入証紙特別会計補正予算（第1号）

平成14年度熊本県の収入証紙特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ240,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,260,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 証紙収入		3,311,000	△ 249,000	3,062,000
	1 証紙収入	3,311,000	△ 249,000	3,062,000
2 繰越金		189,000	9,000	198,000
	1 繰越金	189,000	9,000	198,000
歳 入 合 計		3,500,000	△ 240,000	3,260,000

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 諸支出金		千円 3,500,000	千円 △ 240,000	千円 3,260,000
	1 繰 出 金	3,500,000	△ 240,000	3,260,000
歳 出 合 計		3,500,000	△ 240,000	3,260,000

平成14年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

平成14年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ36,719千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,781,484千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 使用料及び 手数料		662,450	△ 6,719	655,731
	1 使用料	662,450	△ 6,719	655,731
2 県 債		288,000	△ 30,000	258,000
	1 県 債	288,000	△ 30,000	258,000
歳 入 合 計		3,818,203	△ 36,719	3,781,484

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		972,420	△ 36,719	935,701
	1 港 湾 費	972,420	△ 36,719	935,701
歳 出 合 計		3,818,203	△ 36,719	3,781,484

第2表 繰越明許費

款	項	金 額
1 土 木 費		千円 23,500
	1 港 湾 費	23,500
合 計		23,500

第3表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
1 庁舎等管理業務	平成15年度	千円 106,000
2 事務機器等賃借	平成15年度	500

第4表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
港湾整備費	千円	(借入先) 財務省、総務省、公営企業金融公庫、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行 (その他) 工事その他の都合により、一部もしくは全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年10%以内	30年以内 (うち据置期間5年以内) 半年賦元利均等償還又は元金均等償還等 但し、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借り換えをすることができ	千円	(補正前に同じ)		
	288,000				258,000			